

令和8年度 放置自転車等総合対策業務委託募集要項
(公募型プロポーザル)

令和7年 10 月

大阪市建設局

1 案件名称

令和8年度 放置自転車等総合対策業務委託

2 業務内容に関する事項

(1)業務目的

本業務は、自転車等の放置抑制、自転車駐車場の利用を促進するための啓発の実施及び放置自転車等の撤去により、放置自転車による通行阻害の解消、通行環境の改善を目的とし、夕・夜間の実施を基本とした放置自転車等対策として実施するものである。

(2)業務内容

主な業務内容は、下記のとおりである。詳細は、別紙「業務仕様書(案)」を参照すること。

- ①作業計画
- ②啓発・撤去運搬
- ③市民対応
- ④動態調査
- ⑤業務報告

(3)契約期間

令和8年4月1日～令和 11 年3月31日

(4)契約上限金額

金 960,303,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

(5)費用分担

本市は、業務委託契約に基づき業務委託料を負担し、当該業務委託料以外の費用は負担しない。

当該業務委託料には、受注者が「業務仕様書(案)」記載の業務を遂行するにあたって必要となる費用が含まれているものとする。

(6)履行場所

北区内(梅田駅及び中崎町駅(一部)の放置禁止区域)及び中央区内(心斎橋駅、長堀橋駅、日本橋駅及び難波駅(一部)の放置禁止区域)等の繁華街

3 契約に関する事項

(1)契約の方法

ア 大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

イ 本プロポーザルに係る契約の締結については令和 8 年度大阪市予算成立を条件とする。予算が成立せずに契約締結を行わない場合に、実施事業予定者において損害が生じて、その損害について、本市は一切負担しない。

(2)委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3)契約書案

別紙参照

(4)契約保証金

大阪市契約規則第 37 条第1項第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

(5)再委託について

ア 業務委託契約書(経常型)第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア)委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(イ)業務仕様書(案)「6. 業務内容(3)作業計画」の業務

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結し

た委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第2項及び第 16 条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6)その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- ①地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- ②公募型プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく指名停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

また、同要綱別表に掲げるいずれの措置要綱にも該当しないこと。

- ③公募型プロポーザル参加申請時において、会社再生法に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされたものでないこと。

- ④直近1事業年度の本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人住民税)、固定資産税、都市計画税、消費税及び地方消費税を完納していること。

- ⑤適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。

- ⑥平成27年度以降に、放置自転車対策にかかる調査、分析、計画策定及び撤去のいずれかの業務の契約及び履行した実績を有していること。(共同企業

体により参加する場合は、代表者または構成員により実績を有していること)
⑦2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は上記①から⑤の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。

ア 構成員は共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

ウ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

オ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

・ 公 募 開 始	令和7年10月 3 日(金)
・ 質 問 受 付 締 切	令和7年10月15日(水)
・ 質 問 対 する 回 答	令和7年10月 22 日(水)
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和7年10月29日(水)
・ 参加資格決定通知	令和7年11月 4 日(火)
・ 企画提案書の提出期限	令和7年 12 月 1 日(月)
・ 選 定 結 果 通 知	令和7年 12 月下旬(予定)
・ 契 約 締 結 ・ 事 業 開 始	令和8年4月1日(予定)
・ 事 業 完 了	令和 11 年3月 31 日(予定)

6 応募手続き等に関する事項

(1)質問の受付

ア受付期間

令和7年10月15日(水)まで

イ質問に対する回答(建設局ホームページに掲載)

令和7年10月 22 日(水)(予定)

ウ受付方法

「質問書」【様式1】により「9 提出先・問い合わせ先」に記載の電子メール ア

ドレス宛てに送付すること。なお、件名は「【質問：令和8年度 放置自転車等総合対策業務委託プロポーザル(会社名)】】」とすること。

※電話や口頭での質問、締め切り以降の質問は受けつけない。

(2)参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ア 受付期間 令和7年10月23日(木)から令和7年10月29日(水)17時30分まで
- イ 提出書類 ・公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書【様式2】
(共同体で申請する場合は構成する事業者全てが提出すること)
・委任状【様式3】(共同体で申請する場合のみ)
・業務委託特別共同企業体結成届【様式4】(共同体で申請する場合のみ)
・業務委託特別共同企業体協定書【様式5】(共同体で申請する場合のみ)
・会社概要書【様式自由】業務内容などが記載されたもの。パンフレット等も可とする。
・情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていることが確認できる書面【様式自由】
(共同体で申請する場合は構成する事業者全てが提出すること)
・平成27年度以降に、放置自転車対策にかかる調査、分析、計画策定及び撤去のいずれかの業務の契約及び履行した実績を有していることを確認できる書面【該当する契約書及び履行確認書類の写し等】
- ウ 提出部数 各1部
- エ 提出方法 持参のほか郵送(宅配可)によること。
ただし、郵送(宅配)の場合は配達までの過程の記録が確認できるものにする。
- オ 提出場所 〒559-0034
大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM 棟6階
建設局総務部管理課(自転車対策担当)
- カ 参加資格審査結果・参加者番号の交付
すべての参加者に対し、令和7年11月4日(火)(予定)に【様式2】に記載された担当者メールアドレスあてに通知する。
交付された参加者番号は、企画提案書等の全頁の右上に「No.○」と付すこと。

(3)企画提案書の提出

ア 提案内容について、様式は自由とするが、提案項目ごとに区分して作成すること。

- ① 企画提案書(各項目 A4 用紙1枚程度。ただし図表等を用いた補足説明

が必要な場合は各項目 A3 用紙1枚までとする(いずれも両面使用可。)

A: 実施方針

業務目的や履行場所における現状と課題等を踏まえ、本業務を効率的・効果的に実施する手法等について具体的に記載すること。

B: 作業計画・動態調査

自転車等の放置抑制、自転車駐車場の利用を促進するための啓発の実施及び放置自転車等の撤去を効果的なものとする作業計画の策定及び動態調査の実施、分析、並びに自転車利用者の動態等を収集・分析することにより、自転車駐車場の利用促進や通行環境の改善に資する方策の検討について具体的に記載すること。

C: 啓発・撤去業務

作業計画を確実に実施するための手法等について具体的に記載すること。

D: 利用者対応

撤去作業中及びコールセンターにおける市民対応方針、コールセンターの運営体制等について具体的に記載すること。

② 見積書(A4 サイズで必要な枚数。)

項目は業務仕様書(案)6に記載の業務に対応させ、可能な限り詳細な明細とすること。

- イ 受付期間 令和7年11月25日(火)から令和7年12月1日(月)17時30分まで
- ウ 提出部数 正本(記名あり)1部と副本10部とする。副本については、マスキング等の処理により、事業者を特定できる箇所(事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク・役職名・個人名等)の記載がないものとする。
また、副本のうち9部はステープラーを用いて製本し、残る1部についてはクリップで綴じるなど、製本されていない状態で提出すること。
- エ 提出方法 持参のほか郵送(宅配可)によること。
ただし、郵送(宅配)の場合は配達までの過程の記録が確認できるものにする。
- オ 提出場所 〒559-0034
大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM 棟6階
建設局総務部管理課(自転車対策担当)
- カ その他 提出書類について、この書面に示された条件に適合しない

場合は無効とすることがある。

提出後の提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。

提出書類の全頁の右肩に交付された参加者番号(「No.○」)を付すこと。

7 選定に関する事項

(1)選定基準

審査は、次に示す観点から総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。
評価点の配点は以下のとおりである。

評価項目	評価の着眼点	配点
企画内容の有効性・効果	・本業務における現状と課題、目的等を十分に理解しているか。 ・ICT技術の活用等、民間事業者ならではのノウハウや手法が活かされ、多岐にわたる業務の効率化・省力化等が図れる効果的な提案内容となっているか。	20
作業計画・動態調査	・放置自転車の削減効果の高い作業計画の検討・策定が期待できるものとなっているか。 ・動態調査は放置状況及び駐輪場利用状況を的確に把握し、作業計画の検討に活用されるものとなっているか。 ・自転車利用者の動態等を収集・分析をすることにより、自転車駐車場の利用促進や通行環境の改善に資する方策の検討がなされるものとなっているか。	30
啓発・撤去業務	・撤去業務における工程を誤り無く適切に実施することが可能な提案内容となっているか。 ・業務の実施にあたり、想定される課題とそれに対する対策を適切に提案されているか。 ・遠隔地にいる市職員がリモート接続により撤去場所の担当者と画像・音声により状況確認等が行えるものとなっているか。 ・啓発業務は自転車等の放置抑制、自転車駐車場の利用を促進に効果的なものとなっているか。	30
利用者対応	・撤去作業中の対応は責任をもった対応となっているか。 ・コールセンターは責任者及び人員等が適正に配置され、24時間の問い合わせへの対応を確実に実行できる体制となっているか。 ・コールセンターは関係法令などを理解のうえ、様々な苦情・問い合わせに適切に対応できるものとなっているか。	20
合計		100

(2)選定方法

ア 本企画提案の審査については、学識経験者等で構成する選定会議の意見を受けて選定する。

イ 選定会議では、評価基準に沿って企画提案書類の審査を行う。

ウ 選定委員1名あたりの評価点は 100 点とし、選定委員の評価点の平均が

60 点に満たない場合は受託予定者として選定しないこととする。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数ある場合は、次のとおり決定する。

(ア)「作業計画・動態調査」の得点が高い者を受託予定者とする。

(イ)「作業計画・動態調査」の得点と同じ場合は、「啓発・撤去業務」の得点が高い者を受託予定者とする。

(ウ)「啓発・撤去業務」の得点も同じ場合は、「企画内容の有効性・効果」の得点が高い者を受託予定者とする。

(エ)「企画内容の有効性・効果」の得点も同じ場合は、「利用者対応」の得点が高い者を受託予定者とする。

(オ) (エ)において、なお複数ある場合は、くじ引きにより決定する。

オ 参加者が1者であっても、選定会議にて審査を行い、審査結果により当該参加者を契約相手方とする。

(3)失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して提案内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

カ 見積金額が契約上限額を上回ること

(4)選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後、速やかにすべての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1)提案に対する費用、条件等

ア 参加申請書及びその他必要書類、企画提案書の作成や提出に関する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例(平成 13 年大阪市条例第 3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

ウ 提出された参加申請書及びその他必要書類、企画提案書は返却しない。

- エ 提出された提案書は、評価・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない。
(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。)
- オ 参加申請書、企画提案書等について、提出期限後の提出、差し替え等は認めない。(ただし、発注者が補正等を求める場合を除く。)
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本業務のために新たに作成された、イラスト、デザイン等の著作権は発注者に帰属する。
ただし、成果品に受注者または他者が既に著作権を保有しているもの(以下「著作物」という。)が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、受注者または他者に帰属するものとする。この場合、受注者は発注者に対し、当該成果品を発注者が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾し、または他者の承諾を得るものとする。
- ク 本成果品にかかる著作権(上映、頒布、貸与、複製、公衆送信及び二次利用権を含む)は発注者に帰属する。
- ケ 本プロポーザルは受注候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、当局と協議を行い策定した仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容に沿うものではない。
- キ 企画提案書の提出は、1 者につき 1 案のみとする。

9 提出先、問合せ先

〒 559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ビル ITM 棟6階
建設局総務部管理課(自転車対策担当)

TEL:06-6615-6668

メールアドレス:la0082@city.osaka.lg.jp